

健康保険・厚生年金保険

被保険者標準報酬決定通知書等のご提出のお願い

宅建企業年金基金では、掛金の額の算定の基礎となる給与を「毎年9月1日現在の厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額」としています。

例年、この9月1日現在の標準報酬月額を整備するため、算定基礎届写しの提出をお願いしていましたが、今年は「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止と関係者の安全確保の観点から、皆さまの事務作業軽減を図るため、以下のとおり、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の写しのみご提出をお願いいたします。

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご提出いただくもの

日本年金機構の事務要領に基づき、令和2年度の「算定基礎届」や「月額変更届」をご提出されますと、おつて日本年金機構より次の通知書が送付されます。そのうち該当する適用（改定）年月のものの写しを当基金へご提出ください。

年金機構から送付される通知書	基金へ写しをお送りいただくもの
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	適用年月の欄が「R2.9」のもの
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書	改定年月の欄が「R2.7」、「R2.8」、「R2.9」のもの

- ・代表者の押印は不要です。
- ・取りまとめいただき同封の返信用封筒にてご提出ください。

ご提出期限

令和2年9月30日（水）まで

期限を過ぎても、ご提出いただけない場合や、お届けがなかった方は、従前の標準報酬月額を継続して使用させていただきます。

宅建企業年金基金のお取り扱いについて

標準報酬月額は、1年間（10月から翌年9月まで）適用され、納めていただく掛金の計算や将来受け取る給付額の計算の基礎となるものですが、以下のとおり、日本年金機構等と一部お取り扱いの異なる場合がございますのでご注意ください。

		宅建企業年金基金	日本年金機構・健康保険組合
①適用日		一律10月1日	9月1日
②月額変更届 (随時改定)		一部届出必要※ ※7月・8月・9月を改定月とする「月額変更届」は、届出が必要となり、改定月にかかわらず一律10月1日適用となります。 それ以外の改定月は届出不要です。	届出必要
③二以上事業所勤務者	主たる事業所 (当基金加入) 従たる事業所 (当基金加入)	主たる事業所と従たる事業所の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書写し」を併せてご提出いただくか、主たる事業所分のみご提出ください。 注) それぞれの事業所分の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書写し」をご提出いただいた場合でも、ご請求については、主たる事業所へ合算した標準報酬月額分の掛金をご請求いたします。 按分請求はおこないませんことご注意ください。	主たる事業所・従たる事業所 それぞれ届出必要
	主たる事業所 (当基金加入) 従たる事業所 (当基金非加入)	主たる事業所分のみ「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書写し」をご提出ください。 二以上事業所勤務者のお取り扱いはいたしません。	主たる事業所・従たる事業所 それぞれ届出必要
	主たる事業所 (当基金非加入) 従たる事業所 (当基金加入)	従たる事業所分のみ「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書写し」をご提出ください。 二以上事業所勤務者のお取り扱いはいたしません。	主たる事業所・従たる事業所 それぞれ届出必要

令和2年6月
宅建企業年金基金
電話 03-3865-6321